

○契約保証および前払金保証の電子化について

令和6年4月1日以降に契約する案件より、契約保証および前払金保証等について、電子証書の取り扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。保証についての具体的な手続きは、各保証機関（保証事業者、損害保険会社）にご確認ください。

なお、紙による証書（証券）についても引き続き取り扱うものであり、現金納付等の契約保証も従来どおり取り扱います。

記

1. 対象

	保証事業会社 (西日本建設業保証㈱など)	損害保険会社
契約の保証 <small>契約金額 500 万円以上の建設工事、測量・設計コンサルタント業務</small>	契約保証証書	履行保証保険証書 公共工事履行保証証券
前払金保証 <small>契約金額 300 万円以上の建設工事、測量・設計コンサルタント業務</small>	前払金保証証書	—

2. 方法（詳細については、別紙も参照のこと。）

(1) 保証事業会社

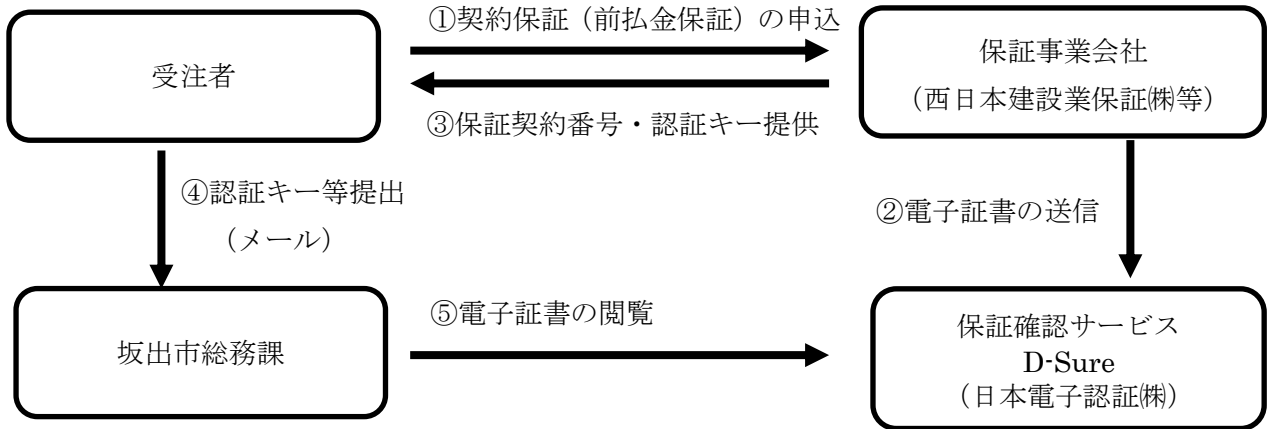
発行された保証契約番号および認証キー(PDF ファイル)を電子メールに添付し、総務課のメールアドレス (soumuka@city.sakaide.lg.jp)宛てに提出の上、到達確認の連絡をしてください。

(2) 損害保険会社

発行された **PDF 形式の証券(証書)** を電子メールに添付し、総務課のメールアドレス (soumuka@city.sakaide.lg.jp)宛てに提出の上、到達確認の連絡をしてください。なお、同じメールの cc 欄に保険会社から指定されたメールアドレスも入力して送付してください。

(別紙) 電子証書授受の大まかな流れ

<保証事業会社（西日本建設業保証(株)など）の場合>



<損害保険会社の場合>

